

店舗閉退店検討基準

(目的)

第1条 本基準は店舗閉退店規程の定めにもとづいて、閉退店に関する基準について定めるものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門はパーソナルトレーニング事業部とし、責任者はパーソナルトレーニング事業部長とする。

(閉退店基準)

第3条 閉退店の基準は次のとおりとする。検討基準に当てはまる店舗について、パーソナルトレーニング事業部にて店舗閉退店を検討するものとする。

- (1) 本部経費負担後の店舗段階利益（除、金利負担）が損失に転じており、さらにその損失状態の改善が見込まれないとき。ただし、店舗出店後3ヶ月間は検討対象外とする。
- (2) 店舗段階利益が出ている場合であっても、同一商圈内でその店舗の売上および利益が、それ以上に期待できる場所に出店できることが確実になったとき。
- (3) 出店先において環境の著しい変化などにより、今後店舗の営業が極めて困難になることが予想されたとき。
- (4) 不動産契約（賃貸借契約等）上で、今後店舗の運営が極めて困難になること予想されたとき。
- (5) その他当社が何らかの理由により店舗を閉退店せざるを得ないと判断したとき。
- (6) 上記を基準として閉退店検討を行なうが、これに外れる場合は、別途取締役会で報告するものとする。

(附則)

1. 本基準の変更は、パーソナルトレーニング事業部長の決裁によるものとする。
2. 本基準は、平成28年6月29日より実施する。

平成28年8月1日 改定・実施